

二次
募集

照明設備・冷凍冷蔵設備の 更新を支援します

※製造業、卸売業、小売業対象

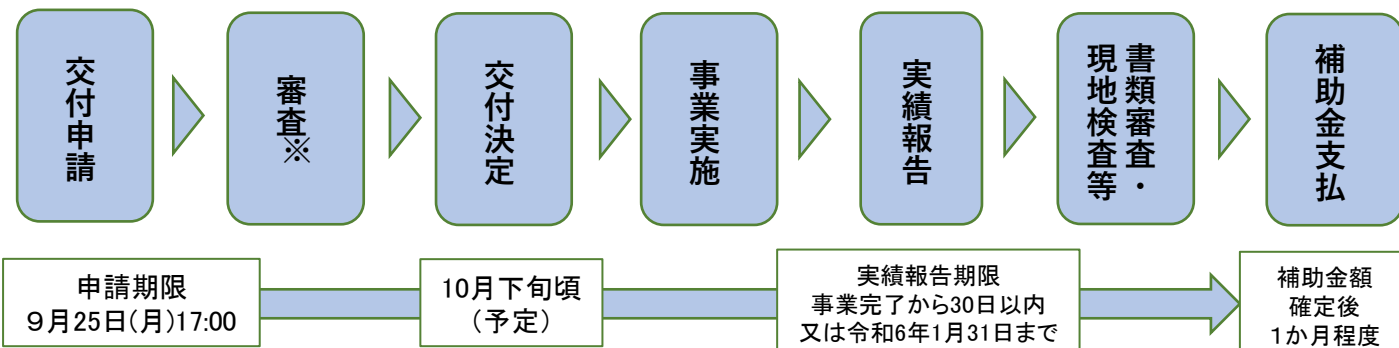
原油価格・物価高騰等により、経済的な影響を受けた県内の中小企業の皆さまが行う「省エネルギーの推進を目的とした設備・機器の更新(買い替え)」にかかる費用を補助します。

| | |
|---------|--|
| 補助対象事業者 | <p>原油価格・物価高騰等により経済的な影響※1を受けた以下の業種※2を営む事業者</p> <p>※1 原油価格高騰等(令和4年1月)以降の、売上高が5%以上又は営業利益額が7.5%以上減少していること(対象事業者の詳細は公募要領等で確認してください)</p> <p>※2 主たる業種が製造業、卸売業、小売業であること 主たる業種とは、直近決算時点の売上高が一番多い業種を指します</p> |
| 補助対象 | 照明設備(LED等)、冷蔵・冷凍設備 |
| 補助事業の要件 | <p>省エネルギー要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業実施前後における設備・機器のエネルギー使用量を導入する機器ごとに、10%以上削減できる計画を策定(メーカー・納入業者等の証明書を取得)する必要があります。 令和6年1月31日までに、納品、支払、実績報告を完了する必要があります。 |
| 補助金額 | <p>50万円～300万円</p> <p>※一機器(照明設備の場合は一式)あたりの額が10万円(税抜)以上の機器が対象です</p> |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 申請期限 | <p>令和5年9月25日(月) 17:00必着</p> <p>※審査により予算の範囲内で採択を決定します</p> |
| 申請事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の工場の照明をLEDへ交換(管球のみの交換を除く) ・テナントで入っている小売店の照明をLEDへ交換(管球のみの交換を除く。自社の資産になるものに限る) ・小売店のリーチイン冷蔵ケースの新型への交換 ・卸売業の冷凍機(ユニットクーラー)の新型への交換 |



申請方法などの詳細は裏面をご覧ください。

補助事業の流れ



※本補助金(製造業、卸売業、小売業向け)は、審査会において①費用対効果(投資額当たりのエネルギー削減量)及び②エネルギー削減量を基準に総合的に判断し、上位のものから予算内で採否を決定します。そのため、同一の設備・機器の導入計画であっても、申請企業によって採否が異なる場合があります。

申請書類

- ・交付申請に必要な書類は(公財)高知県産業振興センターのHPからダウンロードしてください
<https://joho-kochi.or.jp/ene>
- ・交付申請にあたっては、必ずHP掲載の「交付要領」「公募要領」「Q&A」をご確認ください
- ・申請書類は、**申請フォームから提出してください**
- ※持参やメール等、申請フォーム以外の申請方法は受け付けておりません。また、内容に不備がある場合も、申請を受け付けない場合があります。

申請書類は以下のとおりです。詳細は、「公募要領」・「Q&A」等をご確認ください

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| ①補助金交付申請書 | ⑧補助金申請に関する誓約書兼同意書 |
| ②エネルギー消費量比較証明書 | ⑨税外未収金債務に関する誓約書兼同意書 |
| ③事業実態が確認できる書類 | ⑩他の補助金の活用有無について |
| ④売上高減少の確認ができる書類 | |
| ⑤補助事業により導入する設備・機器の仕様等の詳細がわかる書類 | 【自己所有の物件以外に設置する場合】 |
| ⑥見積書 | ⑪補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書 |
| ⑦県税の滞納がないことを証明するもの(県税の納税証明書) | ⑫設備・機器設置承諾書 |
| | ⑬賃貸契約書の写し |

申請にあたっての注意事項

- ・申請前に書類に不備がないことを必ず確認してください。内容や添付資料に不備がある場合、申請を受け付けないことがあります。
- ・事業は「補助金交付決定通知書」の受領後に行ってください。
- ・補助事業の内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要です。
- ・補助金交付決定を受けても、令和6年1月31日までに事業実施が完了し、実績報告書の提出がないと、補助金は受け取れません。
- ・本補助金は、高知県薬務衛生課または地域観光課で実施の省エネルギー設備投資支援事業補助金を併用して申請することはできません。
- ・高知県原油高騰緊急対策設備投資支援事業や、国や県、市町村等が助成する他の制度(補助金委託金等)と経費が重複する事業は補助対象事業となりません。
- ・その他の注意事項は補助金交付要領、公募要領を確認してください。

【本補助金(製造業、卸売業、小売業対象)のお問い合わせ先、申請書提出先】

公益財団法人高知県産業振興センター 省エネ等設備投資支援事務局

受付時間 9:00~17:00(平日のみ)

〒781-5101 高知市布師田3992-2 TEL:088-854-8899

E-mail: ene@joho-kochi.or.jp HP(申請フォーム) <https://joho-kochi.or.jp/ene>

